

# 平成26年度事業計画

## 《基本方針》

少子高齢化社会・人口減少社会、家族形態の多様化などコミュニティ機能が低下し、経済的困窮やひきこもり、虐待などの社会的孤立など生活課題も一層深刻化しています。

そのような社会背景に対応していくためには、地域の福祉力を高めると共に、『自助・共助・互助・公助』を浸透させるための取り組みが求められます。

また、国では地域住民が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他の多様な社会資源を活用し包括的および継続的に支援できる施策として「地域包括ケアシステム」の構築を進めております。

本会では、社協が担うべき「守る」「支える」「つくる」「つなぐ」という4つの機能をバランスよく高め、地域住民が支え合い互いに助け合うシステムの構築を目指し、本町における地域福祉推進の中核機関として、本会各支部をはじめ、福祉団体・ボランティア等の幅広い関係者等との連携・協働のもと、高い公共性と民間社会福祉法人としての自主性・創造性を発揮し、「誰もが安心して心豊かに暮らせる福祉のまちづくり」を目指します。

## 《重点項目》

- 1 第4次地域福祉活動計画の策定
- 2 理事会・評議員会機能の充実
- 3 守る＝住民が個別に抱える福祉課題の解決に向けた活動を推進します。
- 4 支える＝住民の『自助・共助・互助』の基盤づくりを推進します。
- 5 つくる＝新たな社会資源の発掘や活用を図ります。
- 6 つなぐ＝つながりの「場」の提供や関係機関との連携協働を図ります。
- 7 ボランティアセンター機能の充実を図ります。
- 8 女川町地域活動支援センターの適切な運営を図ります。
- 9 女川町地域包括支援センターの適切な運営を図ります。
- 10 福祉仮設住宅の適正な管理・運営を図ります。
- 11 こころとからだとくらしの相談センターの適切な運営を図ります。

## 《主な事業内容》

- ① 法人運営事業
- ② 広報啓発事業
- ③ 調査研究事業
- ④ 地域福祉活動の総合的な推進を目指す事業
- ⑤ 福祉サービスの提供と利用支援事業
- ⑥ 住民の生きがいづくり支援事業

① 法人運営事業

事業推進目的	実施活動及び内容
(1) 役員会等の開催	○正副会長会議の開催 ○理事会・監事会・評議員会の開催 ○役員・評議員の研修（通年）
(2) 自主財源の確保	○一般・賛助・特別会員の加入促進
(3) 職員の労務管理と福利厚生に努めます	○職員の研修（通年） ○職員の健康管理（通年）
(4) 各部門相互の総合的な調整や組織全体の企画調整	○専門部会及び各種委員会の開催
(5) 福祉サービスに関する苦情解決の体制の強化	○苦情への適切な対応 ○第三者委員会の開催 ○苦情解決責任者・苦情受付担当者の配置
(6) 新社会福祉法人会計基準への移行準備	○会計システムの整備（新規） ○会計職員への研修（新規）

② 広報啓発事業

事業推進目的	実施活動及び内容
(1) 情報提供活動を活発に行います	○社協だよりの発行とホームページを活用した情報提供 ○適宜、必要とされる情報の提供
(2) 地域住民に対し、福祉に対する関心喚起を行います	○福祉フォーラム（仮称）の開催（新規）
(3) 震災記録を整備し、今後に活かしていきます	○震災後の本会の活動や住民の体験談などの記録整備（新規）

③ 調査研究事業

事業推進目的	実施活動及び内容
(1) 地域福祉を進めていくための施策や事業を継続的に安定して行います	○第4次地域福祉活動計画策定と策定委員会の開催（新規） ○福祉の課題把握のための調査・意識調査 ○東北福祉大学・東北文化学園大学との連携

④ 地域福祉活動の総合的な推進を目指す事業

事業推進目的	実施活動及び事業
(1) 住民参加による地域福祉活動を推進します	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支部長会議の開催</li> <li>○地域福祉会議（仮称）の実施（新規）</li> <li>○福祉活動推進員研修の実施と活動の場のコーディネート</li> <li>○幅広いネットワークの構築               <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関やNPO・NGOなどとの連携・協力</li> </ul> </li> <li>○福祉バスの有効活用</li> </ul>
(2) 住民の地域活動を側面から支えます	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアセンター活動事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の担い手の育成及び社会資源の発掘</li> <li>・ボランティア活動における支援団体との連絡調整</li> <li>・ボランティア活動の活性化</li> <li>・福祉教育の推進</li> </ul> </li> </ul>
(3) 人と人、地域をつなぐ支援を行います	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町内外の住民を対象とした支援の展開               <ul style="list-style-type: none"> <li>・社協支部や民生委員との連携</li> <li>・みなし仮設入居者等サロン「ア・ラ・ドーモ」の開催</li> </ul> </li> <li>○地域支え合い体制づくり事業の実施（ここから専門員・くらしの相談員配置）</li> </ul>
(4) 民生児童委員協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生児童委員協議会活動の支援（通年）</li> </ul>
(5) 支部活動を支援します	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たなコミュニティ構築に向けた支援（新規）＝「運動公園住宅」</li> <li>○福祉活動推進地区への助成支援</li> <li>○支部との連携強化を図るとともに、活動紹介による更なる活性化を図る</li> </ul>
(6) 福祉課題の把握に努め、積極的に課題解決に向けた取り組みを行います	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支部長・民生児童委員・福祉活動推進員との連携</li> <li>○支部座談会の開催</li> <li>○総合相談事業</li> </ul>
(7) 共同募金活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共同募金運動への協力（通年）</li> <li>○赤い羽根運動募金（10月～12月）</li> </ul>
(8) 福祉関係団体と連携を密にし、幅広いネットワークづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉関係団体の支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブ連合会</li> <li>・遺族会</li> <li>・身体障害者福祉協会</li> <li>・ひとり親家庭福祉会</li> </ul> </li> </ul>

⑤ 福祉サービスの提供と利用支援事業

事業推進目的	実施活動及び事業
(1) 誰もが安心して地域生活を送れるための支援を行います	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）の実施</li> <li>○成年後見人制度における後見人（法人後見）活動の実施</li> <li>○紙おむつ等助成事業の実施</li> <li>○訪問散髪料金助成事業の実施</li> <li>○リフトカーの貸出し及び車いすの貸与</li> <li>○生活支援型配食サービスの提供（通年）</li> </ul>
(2) 低所得者への資金の貸付を行い自立へ向けた支援を行います	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活福祉資金（各種資金）の相談援助                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活福祉資金貸付調査委員会の開催</li> </ul> </li> <li>○生活安定資金の貸付                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活安定資金運営委員会の開催</li> </ul> </li> </ul>
(3) 要援護世帯の生活支援をします	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急一時援護費の支給                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活援護費、災害見舞金</li> </ul> </li> <li>○緊急一時小口資金の貸付（新規）</li> <li>○救急医療情報キットの配布</li> </ul>
(4) 福祉サービス利用者や地域住民の立場に立った支援展開を目指します	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各制度に対する職員研修の実施・参加</li> <li>○実施福祉サービスの評価と改善、新サービスの開発を目的とした協議の検討</li> </ul>

⑥ 住民の生きがいがづくり支援事業

事業推進目標	実施活動及び事業
(1) 高齢者福祉事業を推進します	○ふれあい交流会の開催
(2) 障がい者福祉事業を推進します	○障がい者福祉事業の支援・協力
(3) ひとり親家庭福祉事業を推進します	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭レクリエーションの実施</li> <li>○ひとり親家庭福祉会と連携した講座等の開催</li> </ul>
(4) 住民の生きがいがづくりをお手伝いします	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まなびカレッジ（仮称）の開催（新規）</li> <li>○宮城県レクリエーション協会との連携</li> </ul>

## ボランティアセンター事業計画

### 1 目的

被災された方々が自立生活に向けた一歩を踏み出したことを支援し、これからも女川町で共に生活していくために人と人との支え合いや関わり合いを主とした「支えあう地域づくり」を目指します。

### 2 運営方針

#### (1) 生活支援機能

- ①仮設住宅や従来の生活拠点で被災された方々の孤立を防ぐため、生活全般の支援
- ②生活支援相談員による被災者世帯の訪問活動やコミュニティづくりの支援
- ③支部や民生委員等関係機関との連携による要援護者の安否確認や見守り支援

#### (2) コーディネート機能

- ①住民からの直接的な依頼や生活支援相談員等の把握による生活課題に対して、ボランティア等の支援者をマッチングし課題の解決への支援を行う。
- ②地域住民や地方の支援団体の力を集約し、地域の支え合い機能を強化していく
- ③被災住民の個別課題の解決と地域の助け合い活動の地域づくり

#### (3) 連携協働機能

- ①関係機関との情報共有の機会を密にし、活動の把握と連携を図る
- ②支部や民協等と連携した地域活動の活性化
- ③町内全域の活動を把握した住民の支援活動を効率的に展開していく

### 3 重点課題

- ①コーディネート機能の強化
- ②各種情報の受発信の強化
- ③ニーズの掘起しと地域生活課題への取組み

### 4 実施事業名

- ①コーディネート機能（相談・登録・斡旋・連携・協働）
- ②情報提供活動
- ③グループ活動の支援
- ④養成・研修事業

5 実施事業内容

事業名	内容	実施活動
コーディネート機能 (相談・登録・斡旋・ 連携・協働)	コーディネーターによる活動希望者への支援とボランティアを必要としている方への斡旋活動を行う。 また、関係機関・団体と連携を取りながら、地域生活における新たな課題の掘起しを行い、新たな活動を創出する。	○啓発事業 ○相談、登録、斡旋 ○ボランティア活動者の把握 ○ニーズの掘起し ○活動機会の提供
情報提供活動	地域住民やボランティア活動者に向けた活動情報の発信や情報収集活動を行い、活動機会の提供や活動支援につなげて行く。	
グループ活動の支援	NPO 団体の活動等を周知し、実際の活動への参加や関わりを促し、グループ活動を支援する。	
養成・研修事業	ボランティア活動に参加意欲のある方の、基礎的な知識や技術等習得の機会を設ける。	○各種ボランティア講座の開催（基礎講座・一般講座・専門講座）

## 地域活動支援センターうみねこ園事業計画

障害者又は障害児に対し、通所により創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進させることによって、地域における障害者等の自立の促進と社会参加を図ることを目的とします。

### 1 運営の方針

- 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 地域との結びつきを重視し、女川町、他の地域生活支援サービス、その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 2 事業内容

項 目	目 的	内 容
<b>地域活動支援センター 基礎的事業</b> ・創作的活動 ・生産活動の機会を提供 ・社会との交流促進	社会との交流を促進させることによって、障害者等の自立促進と社会参加を図る。	体力づくり・レクリエーション・調理実習・創作活動 陶芸・地域交流 販売活動（ゴミ袋等）・農耕
日中一時支援事業	障害者及び障害児を一時的に預かることにより、その家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図る。	地域活動支援センターと同じ支援内容
送迎支援	利用者及びその家族がセンターを利用しやすくなるとともに、家族の負担軽減を図る。	自宅から地域活動支援センターまでの送迎支援
障害者相談窓口	障害者又はその家族が抱えている問題や思いを気軽に寄せられる窓口になることで、ストレス解消及び生活しやすい環境を創る。	必要な情報の提供や各関係機関へ繋ぐ等問題解決の道と一緒に考える
ボランティア活動支援	いろいろな形のボランティアメニューを提供していくことによって、1人でも多くの地域の人達と交流の機会を作る。また、そのことによって、障害に対する理解を深めてもらい、地域の中でより生活しやすい環境を創ることに繋げる。	地域活動支援センター独自のボランティアメニュー及び活動の場提供

## 【 継続事業 】

- ・ ホームページを活用し、活動内容を周知することで利用者理解に繋げ、利用者が地域で生活しやすい環境づくりを目指す。
- ・ 保護者懇談会の開催
- ・ ポリ袋販売
- ・ 写真入り連絡帳を今年度も継続して行う。
- ・ 陶芸・・・昨年度は粘土に慣れることを目標に多種多様な手法を試みてきたが、26年度は、小物を販売できるまでを目標に事業展開していく。
- ・ アトム通貨ありがとう制作・・・町内の事業所の協力のもと新聞の古紙で新聞バッグをつくり1枚作成した代償として10馬力をいただく。それを使って地域の商店街で買い物をすることにより、日中活動の充実と地域交流を目的とする。
- ・ 本人及び家族支援
- ・ 個別支援
- ・ うみねこ園から就労した元利用者に対する支援。

## 【 年間行事 】

- 4月 お花見
- 5月 体力作り月間
- 6月 ミニミニ運動会
- 7月 七夕会
- 8月 ミニミニ夏祭り
- 9月 芋煮会
- 10月 芸術の秋（センター内作品展示会）・保護者懇談会
- 11月 たこやきパーティー・町民文化祭出展
- 12月 クリスマス会
- 1月 新年を祝う会
- 2月 節分
- 3月 ひな祭り会・保護者懇談会（ビデオ上映会）

※上記行事以外にも随時園外活動を入れていく。

## 地域包括支援センター事業計画

女川町が設置している女川町地域包括支援センターの事業全てを本会が受託し、事業運営を実施するにあたっては、女川町地域包括支援センター条例、女川町地域包括支援センター（介護予防支援）運営に関する要綱、地域包括支援センター業務マニュアルに基づき、本事業計画の定める事項に従い事業を推進します。

### 1. 事業計画

女川町地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）は、平成23年4月1日から町の仕様に従い一部業務を担ってきました。

平成26年4月1日からは全ての業務を受託し、介護・福祉行政の一翼を担う公共的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を図り、地域福祉を推進する中核機関である本会が基本方針に掲げる「誰もが安心して心豊かに暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向け、高齢者福祉施策において包括支援センターが核となり、女川町における高齢者福祉課題に対する総合相談窓口として責を果たせるよう適切な事業運営を図ります。

包括支援センターには、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等の専門職種の職員を配置し、センター長を中心に職員が相互に連携し、法人事務局一体となって円滑な事業を推進します。

事業運営にあたっては、医療・介護・福祉の多職種との協働や地域の民生児童委員（包括支援センター相談協力員）、社協支部長、福祉活動推進員、ボランティア等地域福祉を支える方々や関係機関と密接な連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を維持することができるよう包括的、継続的な支援を行います。

## 2. 包括支援センターの内容

(1) 設置場所： 女川町鷲神浜字堀切山51番地7  
女川町地域福祉センター内

(2) 実施地域： 女川町全域

(3) 開設日及び開設時間： 月曜日から金曜日

午前8時30分～17時30分

(土曜・日曜・祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く)  
但し、上記以外の曜日、時間においても職員は電話等により  
連絡が可能な体制(365日、24時間の相談体制)を整え  
ます。

## 3. 事業内容

(1) 介護保険法第115条の45第1項第2号から第5号に規定されている  
包括的支援事業

### ア. 介護予防ケアマネジメント業務

- ・二次予防事業の対象者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じ対象者の選択に基づき介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行います。

### イ. 総合相談・支援業務

- ・地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を維持することができるようどのような支援が必要か把握し、適切なサービス、保健・医療・福祉の関係機関及び制度の利用につなげる支援を行います。

### ウ. 権利擁護業務

- ・権利侵害を受けている又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者が地域で安心して尊厳ある生活を行うことができるよう、高齢者・判断能力を欠く状況にある人への支援を行います。

①成年後見制度の普及・啓発、活用促進

②高齢者虐待への対応

③消費者被害への対応

④困難事例への対応

⑤老人福祉施設等への措置の支援

エ. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるよう、地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員への支援を行います。

(2) 介護保険法第 115 条の 46 第 5 項に規定されている多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

- ・地域ケア会議の開催による個別ケース支援の検討及び地域福祉の実態把握

(3) 介護予防事業

- ・要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者を対象にした二次予防事業と活動的な状態にある高齢者を対象として長く生きがいを持ち地域で自立した生活を送ることができるよう支援する一次予防事業を行います。

ア. 介護普及啓発事業

- ・包括支援センターだよりの発行

イ. 二次予防事業（特定高齢者）

- ・生活機能評価事業（対象者把握）
- ・快筋教室（運動機能向上）
- ・歯つらつ教室（口腔機能向上）

ウ. 一次予防事業（一般高齢者）

- ・五楽教室
- ・貯筋教室
- ・福筋クラブ
- ・地域遊びりテーション

- (4) 介護保険法第 115 条の 45 第 3 項の規定による任意事業
- ・ 家族介護支援事業（介護者交流会）
  - ・ 居宅介護支援及び介護予防支援の提供を受けていない要介護者・要支援者への住宅改修理由書の作成
  - ・ 成年後見制度研修会
  - ・ 認知症サポーター養成研修会
  - ・ 認知症支援ボランティア研修会
- (5) 指定介護予防支援業務及び介護保険における要支援認定者が介護予防サービス等の適切な利用等ができるよう予防給付に関するケアマネジメント業務  
(要支援 1・2 の方に対する介護予防給付ケアプラン作成、マネジメント)
- (6) こころとからだとくらしの相談センター関係業務
- ・ 地域支え合い体制づくり事業における「こころとからだとくらし」のセンター（サブセンター 8 エリア）に関わる業務
- (7) その他の業務
- ア. 地域包括支援センター運営協議会への報告・説明
  - イ. 高齢者福祉に係る調査等に関する業務

## 福祉仮設住宅事業計画

### 1 目 的

仮設住宅入居対象者の方、または既に仮設住宅に入居している方で

- ① 75歳以上の一人世帯の方で一人暮らしが困難な方
- ② 75歳以下で障害のある一人世帯の方で一人暮らしが困難な方
- ③ 75歳以上の二人世帯で暮らしが困難な世帯
- ④ 要援護者、障害者のいる世帯

を対象とし、安心して生活できる場を提供することを目的とします。

### 2 運営方針

一人暮らしが難しい方、要支援者、障害者のいる世帯が住み慣れた地域で自分らしい、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上必要だと考えられる介護サービスの提案をさせていただくと共に、サービス提供までの期間サポートにあたっていきます。

また、行政機関や保健・医療・福祉サービス及び地域住民との密接な連携を図り、安心して生活できる環境の提供と生活の見守りを行っていきます。

### 3 運営体制

スタッフ数	12人	
日勤	5名～6名配置	(内2名早番)
夜勤	1名配置	

### 4 勤務時間

早番	7:30～16:30
日勤	8:30～17:30
夜勤	17:30～7:30

### 5 入居定員

場 所	女川町地域福祉センター2・3階		
入居戸数	2階	12室	20名
	3階	14室	22名

### 6 入居の期間

入居可能期間は原則2年以内となります。(一般仮設住宅に比例する。)

## 7 入居の費用

・家賃		無料
・共益費	8,000円	
・食事	朝食	350円
	麺飯 昼食	400円
	夕食	650円

## 8 実施事業内容

### ① 各関係機関との連絡に関すること

- ・各関係機関と共に連携を取り、常に情報の共有を図りながら、介護サービス等の福祉サービスがスムーズに受けられるよう努めます。
- ・ご家族、かかりつけ医院、各関係機関へ情報提供を行っていきます。

### ② ご家族との連絡に関すること

- ・入居者や家族の思いを受容し安心して生活が維持できるよう、家族との信頼関係を築き、福祉仮設住宅において、生活のサポートにあたります。
- ・入居者と家族の懸け橋になり、不自由なく、安全に日々の営みが送れるよう見守りを行っていきます。

### ③ 食事に関すること

- ・入居者同士の交流を深め、楽しめるような雰囲気ですら食事ができるよう努めます。

### ④ 健康観察・衛生管理に関すること

- ・入居中の安否確認を行い、体調不良の訴えがあった場合、体温・血圧・脈拍の測定をし、明らかな異常が見受けられた場合、病院受診を促していきます。
- ・入居者の身体的・精神的特徴を考慮し、個人の健康状態の把握に努め、福祉サービス利用の際に各関係機関への情報提供に活かしていきます。
- ・かかりつけ医院の医師や訪問看護の指示を情報として整理し、これを念頭において対応をいたします。

### ⑤ 衛生管理に関すること

- ・館内環境整備、汚染物の放置の予防のため毎朝清掃を実施します。
- ・食中毒、ノロウイルス流行予防のため、傷んだ食品等の有無の確認、見守り、声がけを実施します。
- ・職員のマスクの着用、手洗い・うがいを実施し、感染症予防に努めます。

⑥ 生活にかかわる支援に関すること

- ・入居された方々が築いてこられた「絆」が続いていくよう高齢者の引きこもり、孤独死の防止に努め、生活の活性化を目指します。
- ・被災された地域住民の状況を把握し、自立した生活再建の支援活動を優先的に取り組みます。

⑦ 買い物ツアーに関すること

- ・月2回買い物ツアーを行い、コミュニケーションの機会を増やし、生活の意欲を高める刺激が得られるように働きかけます。

⑧ 緊急時の対応に関すること

- ・急変時、速やかに医療機関への連絡を取ります。
- ・急変時、速やかにご家族へ連絡し病状の説明と引継ぎを行います。

⑨ 火器取締りに関すること

- ・電気製品の安全な取扱いの見守りを行います。
- ・コンセントの劣化など無いように火元の見守り、確認を行います。不具合があれば、大一電気に整備の連絡を行います。

## こころとからだとくらしの相談センター事業計画

- 1 事業の目的 地域のつながりの再構築を目指し、包括的な相談センターを拠点として、生きる力を支え生活を支援する。
- 2 計画の内容 こころとからだとくらしの相談センターでのここから専門員・くらしの相談員を中心とした活動を行う。
  - ①住民の集いの場の提供
  - ②交流サロンの企画・運営
  - ③こころのケア相談
  - ④要援護者への家庭訪問
  - ⑤全戸訪問
  - ⑥見守り活動
  - ⑦暮らしと健康に関する情報提供
  - ⑧支援団体との連携
  - ⑨担当エリア内の自治会・地域活動組織などとの連携
- 3 担当地区・エリア（3か所）
  - ①サブセンター名：多目的運動場仮設集会所  
担当エリア：多目的運動場仮設住宅、小乗区（仮設住宅含む）、高白区、横浦区、大石原区、野々浜区、飯子浜区、塚浜区、小屋取区
  - ②サブセンター名：町民野球場仮設集会所  
担当エリア：町民野球場仮設住宅、宮ヶ崎区（仮設住宅含む）、石浜区、桐ヶ崎区、旧三小仮設住宅、御前区、指ヶ浜区
  - ③サブセンター名：運動公園住宅集会所  
担当エリア：運動公園住宅
- 4 事業の効果 被災者の声を直接聞き取ることで、被災者の状況をダイレクトに把握できる。また、被災者と直接、接する訪問やサロン等の企画実施により被災者の「孤独・孤立」を防げる